

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号  
参天製薬株式会社  
取締役社長 森田 隆和

## 第91期定時株主総会決議ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第91期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項** 第91期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書に関する報告の件  
本件は、上記計算書類の内容について報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 第91期利益処分案承認の件  
本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は、1株につき10円とし、中間配当金と合わせ年20円となりました。
- 第2号議案** 自己株式取得の件  
本件は、原案どおり承認可決され、本総会終結の時から次期株主総会終結の時までに、当社普通株式400万株、取得価額の総額50億円を限度として取得できることとなりました。
- 第3号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
その要旨は、下記の通りであります。
- (1) 取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。  
なお、これに伴い関連条文の変更を行いました。
  - (2) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が3年から4年に伸長されたことに伴い、関連条文の変更を行いました。
  - (3) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、単元未満株式の買増請求、株券失効制度の創設、株主総会特別決議の定足数緩和等がなされたことに伴い、関連条文の新設、変更を行いました。
- (4) 上記の変更に伴い、一部条数につき変更いたしました。
- 第4号議案** 取締役5名選任の件  
本件は、原案どおり森田隆和、三田昌宏、和賀克公、黒川明、古川公成の各氏が選任され、就任いたしました。  
なお、古川公成氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
- 第5号議案** 監査役2名選任の件  
本件は、原案どおり堀弘二、加護野忠男の各氏が選任され、就任いたしました。なお、堀弘二、加護野忠男の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
- 第6号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案どおり退任取締役下津邦彦氏に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会に一任することに承認可決されました。
- 第7号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
本件は、原案どおり承認可決され、当社取締役及び執行役員並びに重要な海外子会社の取締役に、総数1,452個(145,200株)を上限として新株予約権を発行することといたしました。
- 第8号議案** 会計監査人選任の件  
本件は、原案どおりあずさ監査法人が選任され、就任いたしました。

以 上

## お知らせ

本総会終結後開催された取締役会において、代表取締役社長に森田隆和、常務取締役に三田昌宏の各氏がそれぞれ選任され就任いたしました。

この結果、平成15年6月26日現在の取締役及び監査役、執行役員は下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

## 記

### 取締役及び監査役

代表取締役社長	森田 隆和 兼薬粧事業部長
常務取締役	三田 昌宏 経営全般、薬制・渉外担当
取締役 執行役員	和賀 克公 生産物流本部長
取締役 執行役員	黒川 明 医薬事業部長
取締役	古川 公成*
監査役	坂本 秀士 常勤
監査役	石田 隆 常勤
監査役	堀 弘二**
監査役	加護野 忠男**

\*は、社外取締役であります。

\*\*は、社外監査役であります。

### 執行役員(取締役による兼務を除く)

執行役員	西畑 利明 研究開発本部長兼臨床開発センター長
執行役員	下村 恭一 研究開発本部 研究開発センター長
執行役員	岩本 憲二 アジア事業部長
執行役員	男澤 一郎 企画・業務本部長
執行役員	阿部 洋 参天物流(株)取締役社長

## 貸借対照表及び損益計算書のホームページへの掲載について

当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第16条第3項の規定及び平成15年5月9日開催の取締役会決議に基づき、貸借対照表及び損益計算書を決算公告に代えて当社のホームページに掲載することといたしました。ホームページアドレスは下記のとおりです。

<http://www.santen.co.jp/>

## 単元未満株式の買増制度の導入について

当社は、「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)及び当社第91期定時株主総会において定款の一部変更が決議されましたことにより、新たに単元未満株式の買増制度を導入いたしました。この制度により、新たに単元未満株式(100株未満の株式をいいます。)を保有しておられます株主様は、従来の単元未満株式の数と併せて100株となる数の株式を当社に対し買増請求できることとなっております。この買増請求は随時お受けいたします(ただし、事務処理の都合上、受付停止期間を設けております。)ので、お手続きの詳細につきましては、当社名義書換代理人までお問い合わせください。

名義書換代理人	〒541-8502
事務取扱場所	大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
(お問い合わせ先)	UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 TEL 06 (6229)3011 (代表)